

# 船体コンストラクションファイルを保管する陸上アーカイブ に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

## 改正事項

船体コンストラクションファイルを保管する陸上アーカイブに関する事項

## 改正理由

GBS（油タンカー及びばら積貨物船用ゴールベースの国際船舶構造基準）では、GBS 要件に対応した船体コンストラクションファイル(Ship Construction File(SCF))を船上に保持することが求められ、一部の知的財産権を有する図書等については、陸上のアーカイブ施設に保管することが認められている。

日本籍船舶にあつては、2016年8月22日付の国海安131号により船舶検査心得が改正され、当該陸上アーカイブは、IMO第96回海上安全委員会に提出された“SCF暫定業界標準（The SCF Interim Industry standard）”に従って運営されることが求められる。

このため、国海安131号に基づいて、日本籍船舶用規則における関連規定を改めた。

## 改正内容

船体コンストラクションファイルを保管することが可能な陸上アーカイブは、SCF暫定業界標準に従って運営される陸上アーカイブとする旨を規定した。

## 改正条項

鋼船規則検査要領 B 編 B2.1.6